

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330029

研究課題名(和文) 会社法の検証

研究課題名(英文) Evaluation of the New Corporate Code of 2005

研究代表者

吉原 和志 (YOSHIHARA, KAZUSHI)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：10143348

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,500,000円、(間接経費) 4,350,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、新会社法が経済社会にもたらした影響について、法学者と経済学者の共同研究により、理論と実証の両面から明らかにすることを目的とするものであり、(1) 新会社法の諸ルールに関する解釈論ないし制度論的検討、(2) 新会社法下での企業行動ないし経済活動に関する実証的研究、(3) 平成26年に予定される会社法改正に関する検討、(4) 新会社法以外の、会社を取り巻く諸ルールの役割に関する理論的または実証的研究を行った。

研究成果の概要(英文)：The project performed (1) theoretical analyses of the new corporate code, (2) empirical analyses of firm behavior under the new new corporate code, (3) analyses of the 2014 reform of the corporate code, and (4) theoretical and empirical analyses of various legal rules other than the new corporate code.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：企業組織法 経済政策 ファイナンス

1. 研究開始当初の背景

平成 17 年に、平成年間における一連の会社法法の規制緩和の到達点ともいべき会社法(以下、「新会社法」という)が制定され、平成 18 年に施行された。新会社法の内容については、研究開始当時から賛否両論があったが、施行後の実態を踏まえた議論はまだ少なく、理論と実証の双方からの検証が必要と考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、新会社法が経済社会にもたらした影響について、法学者と経済学者の共同研究により、理論と実証の両面から明らかにすることを目的とするものである。

3. 研究の方法

毎年、月 1 回程度の定例研究会および年 1 回の合宿を開催し、研究分担者や連携研究者が各自の研究内容を報告し、それについて討議を行うことを中心に、研究を進めた。また、関連領域の研究者にも研究会での報告を依頼し、それについての討議を通じて、メンバーの見識を含めた。

4. 研究成果

3 で述べた研究会での討議を踏まえて、研究代表者や研究分担者が、各自の研究成果を雑誌論文、書籍あるいは学会報告の形で公表した。これらの研究成果を、その研究目的によりグループ分けすると、次のようになる。

(1) 新会社法の諸ルールに関する解釈論ないし制度論的検討、(2) 新会社法下での企業行動ないし経済活動に関する実証的研究、(3) 平成 26 年に予定される会社法改正に関する検討、(4) 新会社法以外の、会社を取り巻く諸ルールの役割に関する理論的または実証的研究である。以下、順にその内容および当該グループにおける主な研究成果を述べる。

(1) 新会社法の検討

新会社法は、種類株式の多様化、機関構造の選択自治の範囲拡大、あるいは組織再編における対価柔軟化など、会社のファイナンス、ガバナンスあるいは M&A に関する多くの重要な改正を行っている。こうした新会社法の諸ルールに関する解釈モード内について、制度の歴史や実務の同項を踏まえた分析、検討を行った。主な研究成果としては、次のものがある。

ファイナンス関係の規律

種類株式の発行や自己株式の償還、あるいは株主・債権者の関係といった、ファイナンス関係のルールの分析を行った。この方面の主な研究成果として、雑誌論文・図書がある。

ガバナンス関係の規律の検討

ガバナンス関係の会社法の規律としては、第一に、株主の議決権行使や委任状勧誘といった、株主総会に関するルールの分析を行っ

た(雑誌論文)。また、特に委任状勧誘(そのための株主の探知)と関連の深い、株主名簿の閲覧請求等に関する判例分析(図書

)も行った。第二に、取締役会・監査役といった会社の監督機関に関する分析(雑誌論文)、役員報酬や義務・責任に関する研究を行った(雑誌論文・学会発表)。

M&A 関係の規律

対価柔軟化を初めとする重要な改正を行った新会社法の規律につき、反対株主の株式買取請求等において問題となる株式の価格決定(雑誌論文^①)や、事業の譲渡の意義(雑誌論文^②)に関する問題を中心に、研究を行った。

(2) 新会社法下における企業行動・経済活動に関する実証的研究

本研究ではまた、新会社法下における企業行動ないし経済活動を実証的に研究した。特に、新会社法では、対価柔軟化を初めとした M&A を容易にする法改正が行われたことから、新会社法下の M&A (特に MBO・LBO) について、株式持合いなど伝統的な日本企業の慣行の影響にも留意しつつ、研究を行った(学会発表・図書)。また、新会社法下での日本株式投資の実態の研究の一環として、政府系ファンドの日本株式投資の決定要因分析も行った(図書)。また、経済学者による実証研究を踏まえつつ、望ましい法制度のあり方をどのように分析すべきかを論じた法学者の研究として、雑誌論文がある。

(3) 新たな法改正の動きに対応した研究

本研究の研究期間中に、経営不振企業が債務を免れるために会社分割を行う事例(いわゆる詐害的会社分割)が頻発するなど、新会社法による規制緩和の弊害が顕在化したようにも見られる事例が現れた。また、オリンパス事件、大王製紙といった企業スキャンダルを一つの契機として、日本のコーポレート・ガバナンスに関する問題点も従来以上に指摘されることになった。こうした流れを受け、平成 24 年に、法制審議会が会社法の見直しに関する要綱を答申し、これを受けた会社法の改正が、平成 26 年中にも成立する見通しである。本研究では、新会社法の影響を理論的・実証的に検討するという当初の研究目的からの自然な発展として、こうした法改正の動きについても、研究を進めることにした。この領域での具体的な研究成果としては、オリンパス事件の影響を研究した学会発表、監査等委員会設置会社創設の動機の一つであった、監査役制度に対する批判を検証する雑誌論文、会社法改正で新設される、支配権の異動を伴う新株等の発行について株主総会決議を要求する規制に関する雑誌論文、詐害的会社分割に対処するための新規性について検討する図書がある。

(4) 新会社法以外の会社を取り巻く諸ルールの分析

本研究はまた、会社を規律対象とし、その

活動に影響を及ぼす法制度（自主規制も含む）は、会社法以外にも重要なものが存するとの問題意識のもと、さまざまな企業関係法制についての研究も積極的に進めた。具体的には、上場会社の買収のあり方を規律するルールとして近時新たに導入された金商法上の強制公開買付規制の検討（雑誌論文^①）や、現在の民法（債権法）改正で論点となっている詐害行為取消権の偏頗弁済への適用の有無の経済的意義の分析（雑誌論文^②）を行った。その他、執行・倒産法制（雑誌論文^③）、独占禁止法ないし競争政策（雑誌論文^④・学会発表^⑤）商取引法（雑誌論文^⑥）国際私法（雑誌論文^⑦）公民連携（雑誌論文^⑧）取引所の自主規制（雑誌論文^⑨）といった諸領域で、研究成果を公表した。また、本研究のような法学者・経済学者の共同研究の理論的な基盤を提供するものとして、法学にとっての経済分析の有益性をメタ・レベルで示す理論的研究も行った（雑誌論文^⑩）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 24 件）

松中学、経営者のモニタリングとボードの役割、法律時報、査読無、86 巻 3 号、2014 年、36-41 頁

Kazuaki Kagami and Tosiya Kono, Is a Uniform Law Always Preferable to Private International Law?, Japanese Yearbook of International Law, 査読無、56 巻、2014 年、314-337 頁

田中亘、株式保有構造と会社法—『分散保有の上場会社のジレンマ』を越えて、旬刊商事法務、査読無、2007 号、2013 年、30-41 頁

家田崇 = 久保大作 = 小塚荘一郎、鉄道運送法の現代化、NBL、査読有、995 号、2013 年、18-26 頁

宮澤信二郎、公的金融と市場競争—産業組織論アプローチ—、フィナンシャル・レビュー、査読無、133 号、2013 年、147-168 頁

加賀見一彰、優越的地位の濫用規制の経済分析、公正取引、査読無、757 巻、2013 年、23-29 頁

加賀見一彰、公民連携の経済理論、東洋大学 P P P 研究センター紀要、査読無、第 3 号、

2013 年、44-59 頁

加賀見一彰、国際私法への経済学アプローチ、経済論集（東洋大学）、査読無、38 巻 1 号、2012 年、157-169 頁

宮澤信二郎、Optimal borrowing structure: An explanation of multiplicity of large-share creditors and asymmetry among them、Journal of The Japanese and International Economics、査読有、26 巻、2012 年、434-453 頁

松中学、監査役のアイデンティティ・クライシス、旬刊商事法務、査読有、1957 号、2012 年、4-13 頁

松中学、裁判過程における実証分析の利用：藤田報告に対するコメント、ソフトロー研究、査読無、20 号、2012 年、23-27 頁

松中学、証券取引所による敵対的買収と防衛策のルール形成、阪大法学、査読無、62 巻 3・4 号、2012 年 1031-1066 頁

田中亘、資金調達と企業統治、ジュリスト 1439 号、査読有、1439 巻、2012 年、33-37 頁

松中学、取締役の退職慰労年金の一方的廃止の可否、民商法雑誌、査読無、143 巻 2 号、2011 年、234-242 頁

田中亘、株主総会における議決権行使・委任状勧誘、会社法施行 5 年 理論と実務の現状と課題、ジュリスト増刊、査読無、1 巻、2011 年、4-11 頁

胥鵬、"コーポレート・ガバナンスの再検証—LBO と MBO の経済学" 経済志林 79 巻 1 号、475-498 (2011)、査読無

家田崇、債権者と株主の利害調整、法学セミナー、査読無、675 巻、2011 年、12-19 頁

宮澤信二郎、国家賠償と求償に関する経済分析、社会科学研究、査読無、62 巻、2011 年、59-79 頁

宮澤信二郎、藤澤治奈、偏波弁済の詐害行為取消しに関する分析、新世代法政策学研究、査読無、10 巻 2011 年、331-371 頁

家田崇、種類株式に関する定款記載事項、新世代法政策学研究、査読無、9 巻、2010 年 337-357 頁

^①家田崇、価格決定申立権による事後的救済、法律時報、査読無、1028 巻、2010 年、8-14 頁

^②家田崇、支配株式取得に関する強制公開買付規制、ビジネス法務、査読無、2010 年 12 月号、2010 年、133-138 頁

^③田中亘、競争禁止義務は事業の譲渡の要件か、東京大学法科大学院ローレビュー、査読無、Vol.5、2010 年、286-318 頁

^④加賀見一彰、無駄ヅモ無き「法と経済学」改革、新世代法政策学研究、査読無、7 巻、2010 年、345-411 頁

〔学会発表〕（計 4 件）

加賀見一彰、優越的地位の濫用規制の濫用
～セブンイレブン事件の再検討～、法と経済
学会(全国大会)、2012年7月14日、上智
大学

松中学、“Comment on Souichirou Kozuka,
‘The Olympus-Scandal: Consequences for
Corporate Governance in Japan’ マックス
・プランク外国国際私法研究所における講
演、2012年2月2日、ドイツ・ハンブルグ

胥鵬、市場化の進展とその再検討(経営権市
場の形成:パイアウトの政策的含意)、RIETI-
早稲田大学 G-COE 共催シンポジウム「日本
の企業システムの進化:危機後の企業統治の
再設計に向けて」、2011年3月7日、東京會
館

宮澤 信二郎、大木 良子、A Contracting
Approach to Risk-shifting Behavior and
Trade Credit、日本経済学会、2010年6月6
日、千葉

〔図書〕(計 8 件)

家田崇、酒巻俊雄、尾崎安央、川島いづみ、
中村信夫、成文堂、会社法重要判例、2013
年、184(18 18頁)

家田崇、酒巻俊雄、尾崎安央、川島いづみ、
中村信夫、成文堂、会社法重要判例、2013
年、184(19 19頁)

家田崇、酒巻俊雄、尾崎安央、川島いづみ、
中村信夫、成文堂、会社法重要判例、2013
年、184(20 20頁)

家田崇、酒巻俊雄、尾崎安央、川島いづみ、
中村信夫、成文堂、会社法重要判例、2013
年、184(21 21頁)

田中亘、土岐敦司、辺見紀男、株式会社商
事法務、濫用的会社分割—その態様と実務上
の対応策、2013年、261(19-43頁)

胥鵬「中国政府系ファンドの日本株式投資」
大野早苗・黒坂佳央編『過剰流動性とアジア
経済』第6章、2013年、日本評論社、280
頁(131-158頁)

胥鵬：“「日本における経営権市場の形成-
パイアウトを中心に」『日本の企業統治:シス
テムの進化と危機後の再設計』第3章(宮島英
昭編)” 東洋経済新報社、151-177(449頁)
(2011)

尾崎安央(編著)、川島いづみ(編著)、家
田崇ほか、成文堂、比較会社法の現在、2011、
570頁(19-36頁)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
<https://sites.google.com/site/laweconj/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉原 和志(YOSHIHARA, KAZUSHI)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10143348

(2)研究分担者

胥 鵬(XU PENG)
法政大学・比較経済研究所・教授
研究者番号：60247111

家田 崇(IEDA, TAKASHI)
南山大学・法学部・教授
研究者番号：90319244

田中 亘(TANAKA, WATARU)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号：00282533

加賀見 一彰(KAGAMI, KAZUAKI)
東洋大学・経済学部・教授
研究者番号：50316684

松中 学(MATSUNAKA, MANABU)
名古屋大学・法学研究科・准教授
研究者番号：20518039

宮澤 信二郎(MIYAZAWA, SHINJIRO)
法政大学・経営学部・准教授
研究者番号：30523071

(3)連携研究者

森田 果(MORITA HATSURU)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：40292817

加藤 貴仁(KATO TAKAHITO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教
授
研究者番号：30334296

小塚 莊一郎(KOZUKA SOUICHIROU)

学習院大学・法学部・教授
研究者番号：30242085

三好 祐輔 (MIYOSHI YUSUKE)
佐賀大学・経済学部・准教授
研究者番号：80372598

江口 匡太 (EGUCHI KYOTA)
中央大学・商学部・教授
研究者番号：50302675

得津 晶 (TOKUTSU AKIRA)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：30376389

村松 幹二 (MURAMATSU KANJI)
駒澤大学・経済学部・准教授
研究者番号：50453569

後藤 元 (GOTO GEN)
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：60361458

白井 正和 (SHIRAI MASAKAZU)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：10582471